- 1 開催日時 令和6年9月10日 午前10時00分から午前11時28分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 3名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 3名

- 4 議題・議事要旨
 - (1) 座長の選出について 座長が選出された。
 - (2) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最 低賃金「改正決定」審議に関する意見聴取

電子部品等製造業を営む使用者1名から、発注や現在の経営状況等について意見聴取が行われた。

(3) 改正決定の必要性について

労働者代表委員の主張

- ・2024 年の連合春闘結果や経団連の集計結果でも、昨年に引き続き大幅な賃金引き上げが行われており、高知県でも同様に賃金改善が図られている。同じ産業で働く労働者の公正な賃金決定と均等・均衡処遇の実現に向け、電機連合加盟組合の企業内最低賃金と法定電機最賃との格差改善が必要と考える。
- ・春季生活闘争において5%を超える引上げ率であることや消費者物価指数の高い水準により地域経済への影響はあるものの、高知県の地域別最低賃金については、改定額952円(引き上げ額55円)が行われている。すべての労働者を対象としている地域別最低賃金と異なり、特定(産業別)最低賃金は年齢を限定し且つ簡易業務を適用除外した基幹的労働者の最低賃金である。

近年、高知県内の電機産業は縮小傾向となっているが、これまでの間、労使で産業の発展や人材確保の面からも論議してきたことを継続し、他県への流出に歯止めをかけ、高知県での電機産業の魅力を高めるために特定最低賃金の引き上げは必要と考える。

・高知県における特定最賃は、「一般貨物最賃」、「電子最賃」であるため、県内での特定 最賃を比較できないが、中国四国地方でみると電子部品を含む電気機械器具製造関 連製造業の特定最賃は、他の製造業と比較しても比較的低い状態である。令和5年度 の全国平均額では電気機械器具960円、一般機械981円、輸送機械1,002円となっ ており、金属産業内製造業の格差改善にも取り組みたいと考える。

使用者代表委員の主張

- ・「電子部品デバイス等 (略)製造業」の最賃が設定された当時とは、環境は大きく変わっており、申出にあるように最賃の適用対象者も 439 名と、すでに 1000 人を大きく下まわる状況が続いており、復活の様子も見られない。これまで産別の労働者側や使用者側から廃止の申出がなく労働局長からの諮問もないが、平成 14 年報告に基づけば廃止の調査審議を行うべき状況になっていると考える。
- ・また、改正の必要性の諮問について、労働局の調査対象企業において、それぞれ取扱う製品が異なる場合、平成4年の報告によると、そもそも諮問の条件となる競争関係があるのか、精査が必要ではないかと思う。
- ・今年、中央の政労使による賃上げ圧力の中で、地域最賃は大幅な改正が行われた。 中小零細事業者には労務費の負担が増加しており、事業や雇用に影響がでないか懸 念している。

高知県の「電子部品デバイス等製造業」は、過去に大手企業の工場があり、製造品出荷額において県内トップを占めていた時もあったようだが、工場の撤退により出荷額が下位クラスに転じ、経済規模は大きく縮小しているのが現状と言わざるを得ない。この状況で、地域最賃が大幅に引き上げられる中、他の製造業と比べて更に高く設定する必要はないと考える。

- ・現行の 793 円が特定最賃として公表されると、高知県の電子部品デバイス産業は低賃金との誤解をまねく恐れもあり、適当だとは思わないが、法の定めにより地域最賃より高くなければならないという条件がある以上、改正の必要性はなしと判断せざるを得ない。
- ・最後に、本特定最賃は長らくその役割を果たしてきたが、現状では、その役割を一旦終えるべきではないかと思う。本委員会の必要性の有無の審議決定は全会一致が原則なので、特定最賃の改正も廃止も困難であると思うが、このままだと、最賃法第 17 条により労働局長による廃止手続きが行われるか、見解を伺いたい。

改正決定の必要性について審議を重ねたが、労使の主張の隔たりが大きく、特定 最低賃金改正の必要性の有無について全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達 しなかった。